

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年十二月二十五日

条例第六十五号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第二条）

第二節 基本方針（第三条）

第三節 設備及び運営に関する基準（第四条—第三十四条）

第四節 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第三十五条—第四十条）

第三章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第四十一条）

第二節 基本方針（第四十二条）

第三節 設備及び運営に関する基準（第四十三条—第六十九条）

第四章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第七十条）

第二節 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第七十一条—第一百条）

第三節 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第一百一条—第一百十一条）

第四節 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第一百十二条—第一百十七条）

第五節 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第一百八条—第一百二十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるとともに、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

第一節 総則

（定義）

第二条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、社会福祉法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

第二節 基本方針

第三条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意

及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。第百十六条第一項を除き、以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 第三節 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第四条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

（設備の専用）

第五条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

（職員の資格要件）

第六条 軽費老人ホームの職員の資格要件に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

（職員の専従）

第七条 軽費老人ホームの職員の専従に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

（運営規程）

第八条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十九条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第九条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

（記録の整備）

第十条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

- 一 入所者に提供するサービスに関する計画
- 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 省令第十七条第三項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第三十二条第二項の苦情の内容等の記録
- 五 省令第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録

（設備の基準）

第十一条 軽費老人ホームの設備に係る基準は、省令第十条に規定する基準の例によることとする。

（職員配置の基準）

第十二条 軽費老人ホームの職員配置に係る基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることと

する。

(入所申込者等に対する説明等)

第十三条 入所申込者等に対する説明等に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

(対象者)

第十四条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの
- 二 六十歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第十五条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第二十五項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業（同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。第二十四条第一項第一号及び第六十二条第一項第一号において同じ。）を行う者又は介護保険施設（同条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十六条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第十七条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- 一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
  - 二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
  - 三 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）
  - 四 居室に係る光熱水費
  - 五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。
  - 3 第一項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

(サービス提供の方針)

第十八条 サービス提供の方針に係る基準は、省令第十七条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第十九条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第二十条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行

わなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。第五十八条第三項において同じ。）の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、二日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第二十一条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。第五十九条において同じ。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

（健康の保持）

第二十二条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

（施設長の責務）

第二十三条 軽費老人ホームの長（次項において「施設長」という。）は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員に第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十四条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（生活相談員の責務）

第二十四条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。第六十二条第一項第一号において同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。第六十二条第一項第一号において同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二 第三十二条第二項の苦情の内容等の記録を行うこと。

三 省令第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録を行うこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第二十五条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第二十六条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第二十七条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前各号に掲げるもののほか、知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第二十八条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第二十九条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十条 秘密保持等に係る基準は、省令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

(広告)

第三十一条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第三十二条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第三十三条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十四条 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

第四節 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第三十五条 前節の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム（小規模な軽費老人ホームであって、

原則として既成市街地等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。）に設置され、かつ、知事が地域の実情を勘案して指定するものをいう。以下この節において同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（入所定員）

第三十六条 都市型軽費老人ホームは、その入所定員を二十人以下とする。

（設備の基準）

第三十七条 都市型軽費老人ホームの設備に係る基準は、省令第三十六条に規定する基準の例によることとする。

（職員配置の基準）

第三十八条 都市型軽費老人ホームの職員配置に係る基準は、省令第三十七条に規定する基準の例によることとする。

（自炊の支援）

第三十九条 都市型軽費老人ホームは、入所者の心身の状況や希望に応じ、自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。

（準用）

第四十条 第四条から第十条まで及び第十三条から第三十四条までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第六条中「第五条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第五条」と、第七条中「第六条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第六条」と、第十条第二項第三号中「第十七条第三項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第十七条第三項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第四十条において準用する第三十二条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第二項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条第二項」と、第十三条中「第十二条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第十二条」と、第十八条中「第十七条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第十七条」と、第二十三条第二項中「第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十四条まで」とあるのは「第三十九条並びに第四十条において準用する第八条から第十条まで、第十三条から第二十二條まで及び第二十四条から第三十四条まで」と、第二十四条第一項第二号中「第三十二条第二項」とあるのは「第四十条において準用する第三十二条第二項」と、同項第三号中「第三十三条第二項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条第二項」と、第三十条中「第二十九条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十九条」と、第三十四条中「第三十三条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条」と読み替えるものとする。

### 第三章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

#### 第一節 総則

（定義）

第四十一条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、老人福祉法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

#### 第二節 基本方針

第四十二条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（次節において「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### 第三節 設備及び運営に関する基準

（構造設備の一般原則）

第四十三条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第四十四条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第四十五条 養護老人ホームの職員の資格要件に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

(職員の専従)

第四十六条 養護老人ホームの職員の専従に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

(運営規程)

第四十七条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第四十八条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備)

第四十九条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
  - 一 処遇計画
  - 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
  - 三 省令第十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 四 第六十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録
  - 五 省令第二十九条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第五十条 養護老人ホームは、二十人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、十人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第五十一条 養護老人ホームの設備に係る基準は、省令第十一条に規定する基準の例によることとする。

(職員の配置の基準)

第五十二条 養護老人ホームの職員の配置に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

(居室の定員)

第五十三条 一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、二人とすることができる。

(入退所)

第五十四条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)

第五十五条 養護老人ホームの長（第六十一条において「施設長」という。）は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第五十六条 処遇の方針に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第五十七条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第五十八条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
- 7 養護老人ホームは、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。
- 8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第五十九条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第六十条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

第六十一条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第四十七条から第四十九条まで、第五十四条から前条まで及び次条から第六十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第六十二条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

二 第六十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

三 省令第二十九条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム(省令第十二条第七項に規定する外部サービス利用型養護老人ホームをいう。)にあっては、主任支援員が前二項に規定する業務を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第六十三条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第六十四条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第六十五条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第六十六条 秘密保持等に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

(苦情への対応)

第六十七条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ

適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 養護老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第六十八条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第六十九条 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

#### 第四章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

##### 第一節 総則

(定義)

第七十条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、老人福祉法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下この章において「省令」という。)において使用する用語の例による。

##### 第二節 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第七十一条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話並びに機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第七十二条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第七十三条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第七十四条 特別養護老人ホームの職員の資格要件に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

(職員の専従)

第七十五条 特別養護老人ホームの職員の専従に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例による

こととする。

(運営規程)

第七十六条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容及び費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項  
(非常災害対策)

第七十七条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備)

第七十八条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
  - 一 入所者の処遇に関する計画
  - 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
  - 三 省令第十五条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 四 第九十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
  - 五 省令第三十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第七十九条 特別養護老人ホームの設備に係る基準は、省令第十一条(同条第四項第一号イを除く。)に規定する基準の例によることとする。

- 2 一の居室の定員は、一人とする。ただし、知事が認める場合は、四人以下とすることができる。

(職員の配置の基準)

第八十条 特別養護老人ホームの職員の配置に係る基準は、省令第十二条に規定する基準の例によることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第八十一条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第八十二条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援(介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援をいう。第五項において同じ。)を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(同項に規定する指定居宅サービスをいう。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師(第九十条において「看護職員」という。)等の職員の間で協議しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

第八十三条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第八十四条 処遇の方針に係る基準は、省令第十五条に規定する基準の例によることとする。

(介護)

第八十五条 介護に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第八十六条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第八十七条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第八十八条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第八十九条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第九十条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第九十一条 入所者の入院期間中の取扱いに係る基準は、省令第二十二條に規定する基準の例によることとする。

(施設長の責務)

第九十二条 特別養護老人ホームの長(次項において「施設長」という。)は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から第百条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第九十三条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第九十四条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第九十五条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第九十六条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第九十七条 秘密保持等に係る基準は、省令第二十八条に規定する基準の例によることとする。

(苦情処理)

第九十八条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第九十九条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第一百条 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第三十一条に規定する基準の例によることとする。

第三節 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第百一条 前節(第八十条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第百七条第四項において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下この節において同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百二条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(運営規程)

第百三条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(設備の基準)

第百四条 ユニット型特別養護老人ホームの設備に係る基準は、省令第三十五条に規定する基準の例によることとする。

(サービスの取扱方針)

第百五条 サービスの取扱方針に係る基準は、省令第三十六条に規定する基準の例によることとする。

(介護)

第百六条 介護に係る基準は、省令第三十七条に規定する基準の例によることとする。

(食事)

第百七条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第百八条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家

族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。  
(勤務体制の確保等)

第九十九条 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。  
(定員の遵守)

第一百条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  
(準用)

第一百一条 第七十二条から第七十五条まで、第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで及び第九十五条から第一百条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七十四条中「第五条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第五条」と、第七十五条中「第六条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第六条」と、第七十八条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第九十八条第二項」とあるのは「第一百一条において準用する第九十八条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する省令第三十一条第三項」と、第九十一条中「第二十二條」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十二條」と、「第九十二条第二項中「第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から第一百条まで」とあるのは「第一百三條及び第一百五條から第一百條まで並びに第一百一条において準用する第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで及び第九十五条から第一百条まで」と、第九十七条中「第二十八条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十八条」と、第一百条中「第三十一条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第三十一条」と読み替えるものとする。

#### 第四節 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第一百二条 前二節の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下この節及び附則第六条において同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(設備の基準)

第一百三條 地域密着型特別養護老人ホームの設備に係る基準は、省令第五十五条（同条第四項第一号イを除く。）に規定する基準の例によることとする。

- 2 一の居室の定員は、一人とする。ただし、知事が認める場合は、四人以下とすることができる。

(職員の配置の基準)

第一百四條 地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置に係る基準は、省令第五十六条に規定する基準の例によることとする。

(介護)

第一百五條 介護に係る基準は、省令第五十七条に規定する基準の例によることとする。

(地域との連携等)

第一百六條 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第一百五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施す

る事業に協力するよう努めなければならない。

(準用)

第百十七条 第七十一条から第七十八条まで、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条から第九十八条まで及び第百条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七十四条中「第五条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第五条」と、第七十五条中「第六条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第六条」と、第七十八条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十九条において準用する省令第十五条第五項」と、同項第四号中「第九十八条第二項」とあるのは「第百十七条において準用する第九十八条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十九条において準用する省令第三十一条第三項」と、第八十四条中「第十五条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第十五条」と、第九十一条中「第二十二條」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十二條」と、第九十二条第二項中「第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から第百条まで」とあるのは「第百十五条及び第百十六条並びに第百十七条において準用する第七十六条から第七十八条まで、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条から第九十八条まで及び第百条」と、第九十七条中「第二十八条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十八条」と、第百条中「第三十一条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第三十一条」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第百十八条 第二節から前節まで(第百十四条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この節において同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(設備の基準)

第百十九条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備に係る基準は、省令第六十一条に規定する基準の例によることとする。

(介護)

第百二十条 介護に係る基準は、省令第六十二条に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第百二十一条 第七十二条から第七十五条まで、第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで、第九十五条から第九十八条まで、第百条、第百二条、第百三条、第百五条、第百七条から第百十条まで及び第百十六条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七十四条中「第五条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第五条」と、第七十五条中「第六条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第六条」と、第七十八条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十六条第七項」と、同項第四号中「第九十八条第二項」とあるのは「第百二十一条において準用する第九十八条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十一条第三項」と、第九十一条中「第二十二條」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十二條」と、第九十二条第二項中「第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から第百条まで」とあるのは「第百二十条並びに第百二十一条において準用する第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで、第九十五条から第九十八条まで、第百条、第百三条、第百五条、第百七条から第百十条まで及び第百十六条」と、第九十七条中「第二十八条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十八条」と、第百条中「第三十一条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十一条」と、第百五条中「第三十六条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十六条」と、第百九条中「第四十条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第四十条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第三項(第四十条において準用する場

合を含む。）、第四十八条第三項、第七十七条第三項（第百十一条、第百十七条及び第百二十一条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項及び第百十三条第二項並びに附則第五条第二項及び第三項並びに第六条第二項及び第三項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 次に掲げる厚生省令又は厚生労働省令（以下この条及び次条において「基準省令」という。）の本則に規定する条例を定めるに当たっての基準であって、基準省令の制定又は改正に伴う経過措置（条例を定めるに当たっての基準とされるものを含む。以下「基準省令経過措置」という。）の適用を受けるもの（以下この条において「特例基準」という。）に基づき、この条例に定めるべき基準として特例基準と同一の内容を規定した場合における必要な経過措置は、この附則に別段の定めがある場合を除き、基準省令経過措置の例による。

- 一 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
- 二 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- 三 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

第三条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、社会福祉法若しくは老人福祉法又は基準省令その他の社会福祉法若しくは老人福祉法に基づく命令（以下この条において「基準省令等」という。）の規定に従い、条例で定めることとされた基準であって、この条例に定めのないものが生じたときは、この条例に所要の改正が行われるまでの間は、基準省令等に規定する基準の例による。

第四条 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームA型（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型をいう。）の非常災害対策に関する基準については、附則第二条の規定にかかわらず、第九条の規定を適用する。

第五条 施行日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日までの間における特別養護老人ホーム（次条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の一の居室の定員に関する基準については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第十一条第四項第一号イ（基準省令経過措置の適用を受ける場合にあっては、当該基準省令経過措置）に規定する基準とする。

2 一部施行日において現に存する特別養護老人ホームであって、基準省令経過措置の適用を受けているもの（一部施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の一の居室の定員に関する基準については、第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該基準省令経過措置の例による。

3 一部施行日において現に存する特別養護老人ホーム（前項の規定の適用を受けるものを除く。）（建築中のものを含み、知事が定めるものに限る。）の一の居室の定員に関する基準については、第七十九条第二項の規定にかかわらず、基準省令経過措置（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第百二十七号。次条第三項において「整備省令」という。）附則第二条第二項の規定に限る。）の例による。

第六条 施行日から一部施行日の前日までの間における地域密着型特別養護老人ホームの一の居室の定員に関する基準については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第五十五条第四項第一号イ（基準省令経過措置の適用を受ける場合にあっては、当該基準省令経過措置）に規定する基準とする。

2 一部施行日において現に存する地域密着型特別養護老人ホームであって、基準省令経過措置の適用を受けているもの（一部施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の一の居室の定員に関する基準については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、当該基準省令経過措置の例による。

3 一部施行日において現に存する地域密着型特別養護老人ホーム（前項の規定の適用を受けるものを除く。）（建築中のものを含み、知事が定めるものに限る。）の一の居室の定員に関する基準については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、基準省令経過措置（整備省令附則第二条第二項の規定に限る。）の例による。